

インプラント・自費治療は医療費控除の対象になります

〈医療費控除〉

- ・1年間(1月1日から12月31日)に医療費として支払った金額が、10万円以上210万円までが対象になります。
- ・医療費控除額＝(支払った医療費の額－保険金等で補填された額)－10万円(最高200万円)

表の見方(例)

所得金額500万円の方(妻、子供2人、妻子所得なし)で、医療費が1年間100万円かかったとき…
100万円-10万円=90万円が医療費控除額となり、18万円が還付されます。
還付の内訳は所得税として、9万円、住民税として9万円、合計18万円となります。

			A医療負担額 B医療費控除	100万円 90万円	
所得金額	税目	課税所得	税額	C減税額	C/A
500万円	所得税 住民税 計	2,615千円 2,980	261.5千円 198.0 388.5	90.0千円 ← 90.0 ← 180.0	18%

※医療費控除は確定申告になります。源泉徴収票と領収書を税務署へご提出下さい。

医療費控除による減税額の目安

平成16年分以降

所得税額	税目	課税所得	A医療負担額 B医療費控除		20万円 10万円		30万円 20万円		50万円 40万円		70万円 60万円		100万円 90万円		150万円 140万円	
			税額	C減税額	C/A	C減税額	C/A	C減税額	C/A	C減税額	C/A	C減税額	C/A	C減税額	C/A	
300万円	所得税 住民税 計	615千円 980	61,5千円 49,0	10千円 5		20千円 10		40千円 20		60千円 30		61,5千円 45		61,5千円 49		
	計	110,5	15	8%	30	10%	60	12%	90	13%	106,5	11%	110,5	7%		
500万円	所得税 住民税 計	2,615 2,980	261,5 198,0	10 10		20 20		40 40		60 60		90 90		140 119		
	計	459,5	20	10%	40	13%	80	16%	120	17%	180	18%	259	17%		
700万円	所得税 住民税 計	4,615 4,980	593,0 398,0	20 10		40 20		80 40		120 60		180 90		271,5 140		
	計	991,0	30	15%	60	20%	120	24%	180	26%	270	27%	411,5	27%		
1000万円	所得税 住民税 計	7,615 7,980	1,193,0 727,4	20 13		40 26		80 52		120 78		180 117		280 169,4		
	計	1,920,4	33	17%	66	22%	132	26%	198	28%	297	30%	449,4	30%		
1500万円	所得税 住民税 計	12,615 12,320	2,554,5 1,291,6	30 13		60 26		120 52		180 78		270 117		420 182		
	計	3,846,1	43	22%	86	29%	172	34%	258	37%	387	39%	602	40%		
2000万円	所得税 住民税 計	17,615 17,320	4,054,5 1,941,6	30 13		60 26		120 52		180 78		270 117		420 182		
	計	5,996,1	43	22%	86	29%	172	34%	258	37%	387	39%	602	40%		
3000万円	所得税 住民税 計	27,615 27,320	7,727,5 3,241,6	37 13		74 26		148 52		222 78		333 117		518 182		
	計	10,969,1	50	25%	100	33%	200	40%	300	43%	450	45%	700	47%		

医療費控除の計算の目安…支払った医療費－保険金等での補填額－10万円＝医療費控除額

- 注) 1. この表は、夫婦、子2人(17歳と12歳、妻子に所得なし)の家庭で、社会保険料50万円、生命保険料10万円、年間保険料10万円、長期損害保険料2万円の支払いがあるものとして、各種の所得控除を行い、税率を適用して、減税分相当額を計算したものです。
平成16年度からの配偶者特別控除(38万円)の廃止は計算上考慮しております。
2. 各税の税率は平成16年分以降の適用税率による。なお、特別減税分は織り込んでいない。